

募集用紙

事故車等排除業務に係る協定締結会社の募集について（小型車・大型車）

西日本高速道路株式会社

四国支社

1 目的

西日本高速道路株式会社（以下「弊社」といいます。）の管理する高速自動車国道及び一般有料道路（以下「高速道路」といいます。）における次の業務について、弊社との協定締結を希望される会社等を募集するものです。

2 対象業務

弊社の管理する高速道路における次の業務（以下「排除業務」といいます。）とします。

<小型車の排除業務：次の①又は②の業務>

- ① 故障車、交通事故及び車両火災の原因により停止している小型車（車両総重量が概ね3 t未満の車両）に対する排除（事故車等に対する引き起こし、けん引、積み込み等）及び軽微な修理等（事故車等に対する危険を伴わない範囲の軽微な修理・点検・調整、燃料・エンジンオイル・冷却水等の補給等）の作業（以下「排除作業」といいます。）並びにこれらに附帯する業務

- ② 第三者に上記①の排除作業の実施を取り次ぐ業務及びこれに附帯する業務

<大型車の排除業務：次の①又は②の業務>

- ① 故障車、交通事故及び車両火災の原因により停止している大型車（車両総重量が概ね3 t以上の車両）に対する排除作業及びこれに附帯する業務
- ② 第三者に上記①の排除作業の実施を取り次ぐ業務及びこれに附帯する業務

※「附帯する業務」とは、弊社への通報・連絡、安全確保のための作業現場の明示、排除業務の記録・報告、協力業務等をいいます。

3 協定の期間

- ① 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。
- ② 上記①の協定期間が満了する1ヶ月前までに弊社または、協定締結会社のいずれからも相手方に対し、文書による協定内容変更の協議又は本協定解除の通知が無い場合及び協定書に定める事項への違反が無い場合は、引き続き同一内容にて1年間更新することとし、その後も同様とします。

4 排除業務実施区間、区分及び担当事務所

別紙一覧表

5 応募説明書等の交付

- (1) 期 間 令和7年2月1日(土)から令和7年3月18日(火)まで
- (2) 時 間 9時から12時、13時から17時まで
(手交の場合は土・日・祝日を除く)
- (3) 場 所 弊社ホームページ及び四国支社保全サービス事業部交通管制課

6 申請書類の受付

- (1) 期 間 令和7年2月27日(木)から令和7年3月18日(火)まで
- (2) 時 間 9時から12時、13時から17時まで
(持参の場合は土・日・祝日を除く)
- (3) 場 所 四国支社保全サービス事業部交通管制課

7 その他

内容、申請要件、申請書類、受付場所等の詳細は別途「応募説明書」をご参照ください。

以 上

排除業務実施区間、区分及び担当事務所（別紙一覧表）

排除業務実施区間	区 分	担 当 事 務 所	所在地及び電話番号
高松自動車道 引田 I C ~ 川之江 J C T 松山自動車道 川之江 J C T ~ 三島川之江 I C 高知自動車道 川之江 J C T ~ 新宮 I C 徳島自動車道 井川池田 I C ~ 川之江東 J C T	小型車 大型車	香川高速道路事務所	〒765-0031 善通寺市金蔵寺480 (善通寺 I C内) TEL : 0877-63-2155
松山自動車道 三島川之江 I C ~ 大洲 I C 松山自動車道 大洲北只 I C ~ 西予宇和 I C 今治小松自動車道 今治湯ノ浦 I C ~ いよ小松 J C T	小型車 大型車	愛媛高速道路事務所	〒791-1114 松山市井門町804 (松山 I C内) TEL : 089-905-0181
高知自動車道 新宮 I C ~ 須崎東 I C	小型車 大型車	高知高速道路事務所	〒783-0056 南国市領石924-34 (南国 I C内) TEL : 088-862-1116
高松自動車道 鳴門 I C ~ 引田 I C 徳島自動車道 鳴門 J C T ~ 井川池田 I C 徳島南部自動車道 徳島 J C T ~ 徳島沖洲 I C	小型車 大型車	徳島高速道路事務所	〒771-1151 徳島市応神町古川宮ノ前39-1 (旧徳島 T B内) TEL : 088-641-4401

※ I C=インターチェンジ、J C T=ジャンクション T B=トールバリア

《お問い合わせ先》

四国支社保全サービス事業部交通管制課

所在地 〒760-0065 高松市朝日町4-1-3 TEL : (087) 823-2111 (代)

受付時間 : 9時から12時、13時から17時まで